

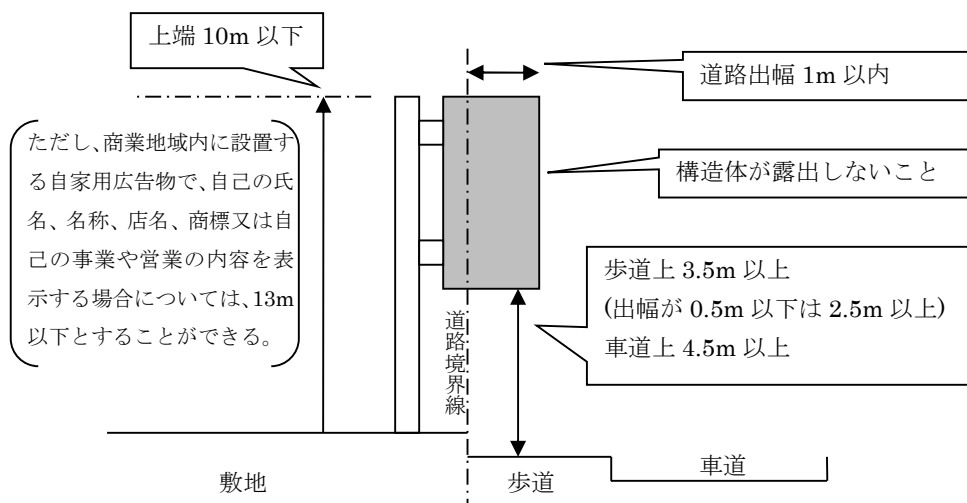
5 許可基準の概要

(1) 通則的基準の主なもの

- ① 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観や風致を害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。
- ② 公衆に危害を及ぼすおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。
- ③ 蛍光塗料、蛍光フィルムは使用できません。
- ④ 信号機や道路標識等に似ているなど、道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。

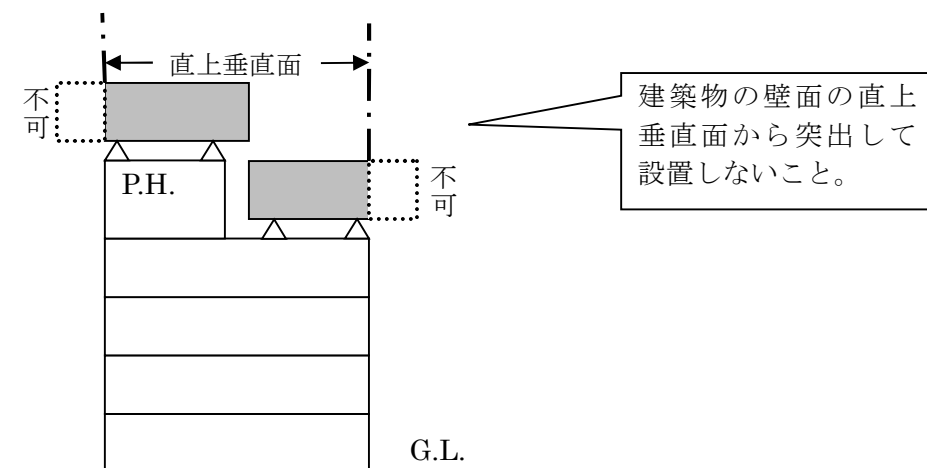
(2) 個別的基準の主なもの

- ① 広告塔・広告板
 - ア 土地に直接設置するもの

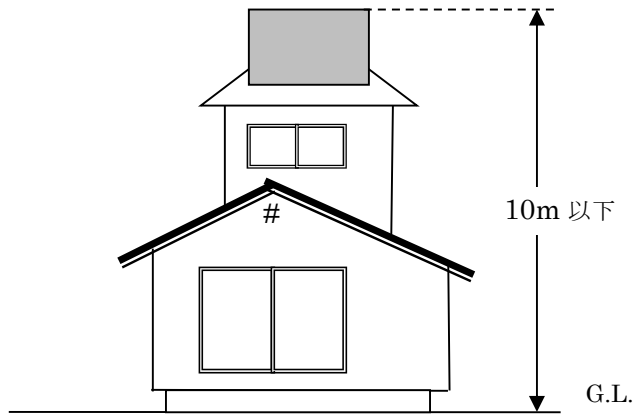


※ 鉄道の沿線（商業地域を除く）に設置する場合の制限（自家用広告物を除く）
 鉄道から展望できる野立広告物は、鉄道用地の境界線から 30m 以上の距離をとること、上端までの高さは 5m 以下とすること、表示面積は 30 m² 以下とすること、広告物の間隔は 50m 以上あけること、地色は黒及び原色を使用しないことなど。

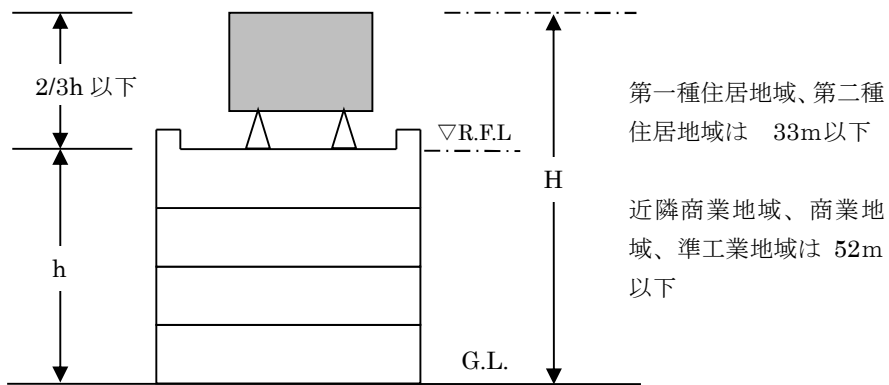
- イ 建物の屋上に設置するもの



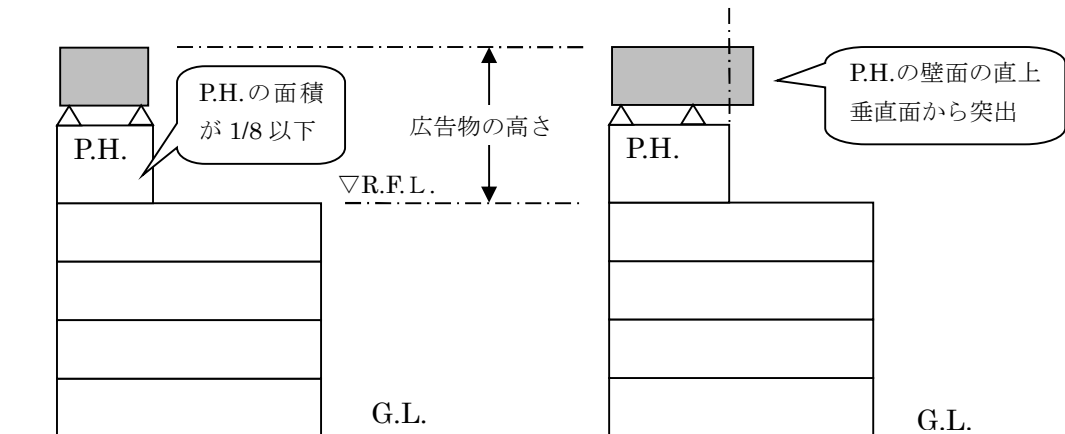
[木造の建物]



[鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物]



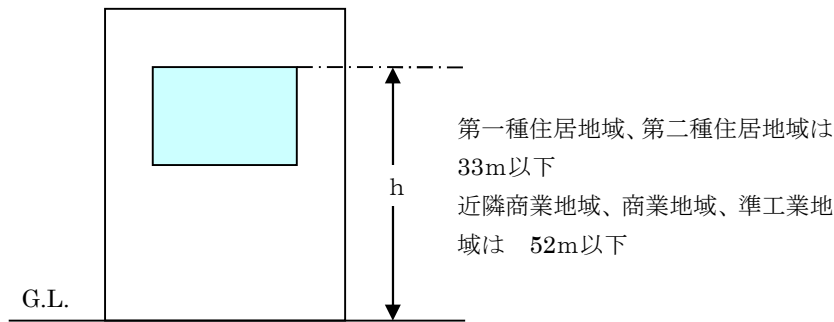
○P.H. (階段室、昇降機塔等) に設置する場合でも、以下のような場合は、P.H.の高さを建築物の高さに算入せず、広告塔等の高さを含めるものとします。



○ P.H.の水平投影面積の合計が、建築物の建築面積の 8分の1 以下のとき。

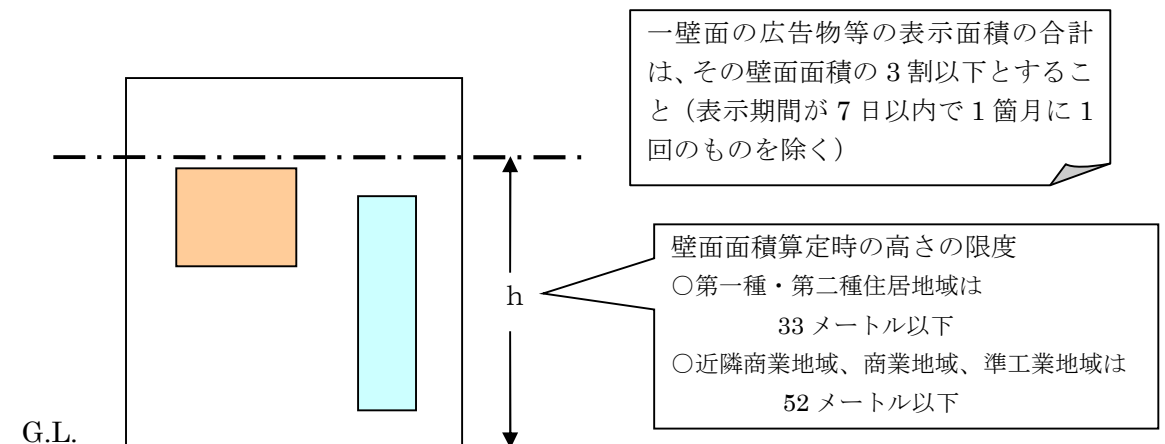
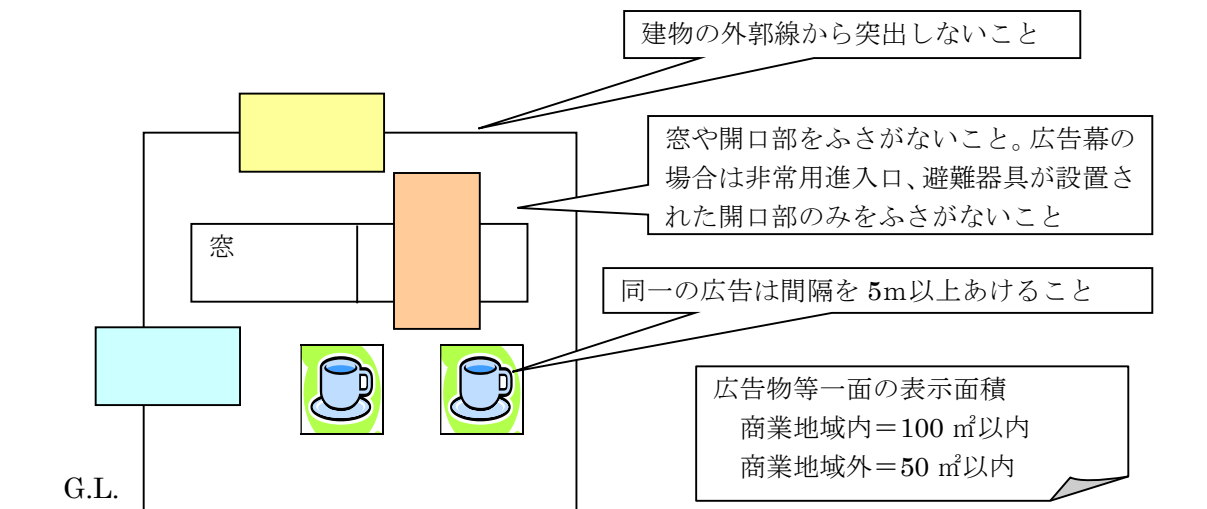
○ P.H.の水平投影面積の合計が、建築物の建築面積の 8分の1 を超えて、広告塔等が P.H.の壁面の直上垂直面から突出するとき。

② 壁面を利用する広告物等



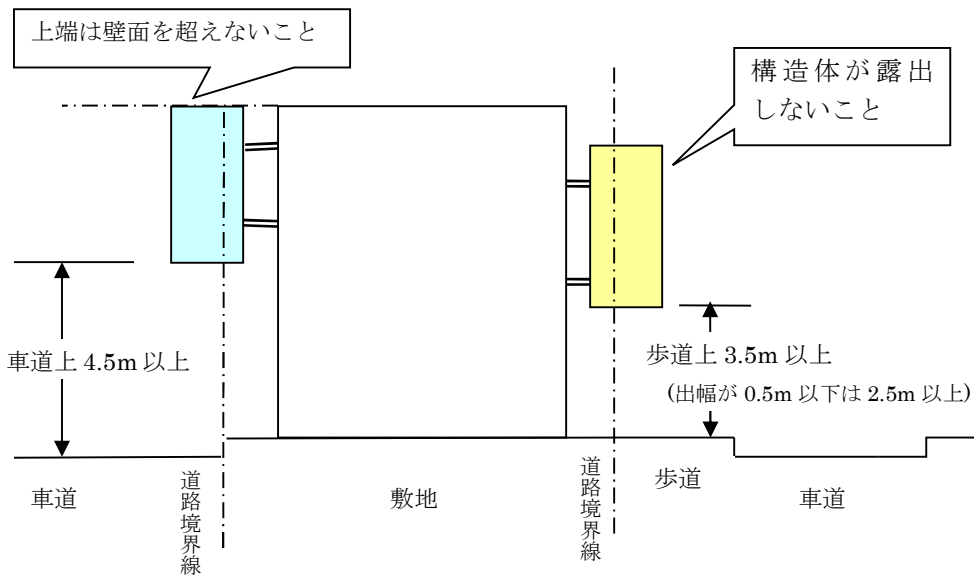
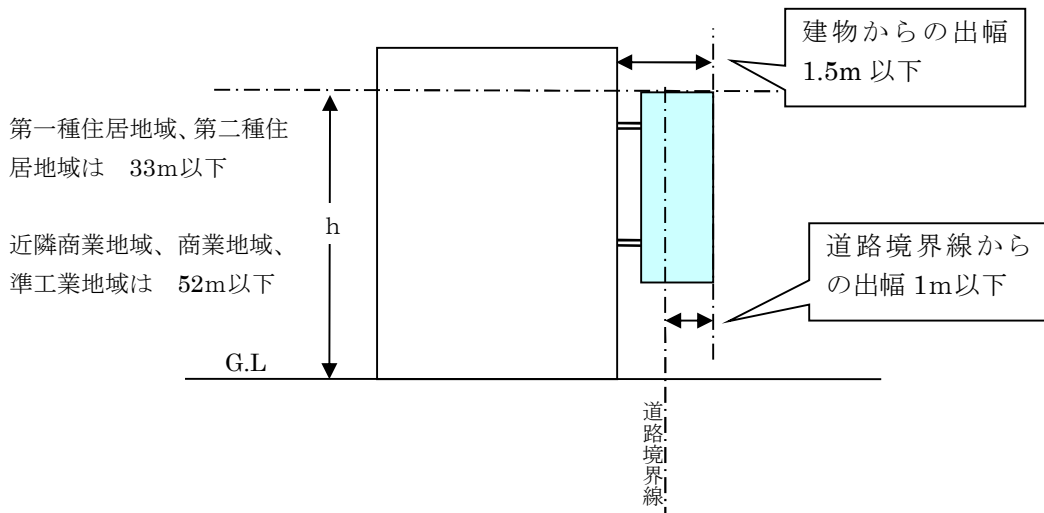
※ 自家用広告物では、特別にこの高さを超えて表示・設置できる場合があります。ただし、これは特別の措置であるため、美観及び建築物との調和について十分な配慮が必要です。

- 自己の氏名、名称、店名、商標を表示する。
- 光源が点滅しない。
- 広告物の文字、数字、商標等の上端から下端までの長さが基準以下である。



※ 布、ビニール等であっても、枠に固定したり、パネル状に取り付けるなど、表示面(幕の部分)が固定されたものは広告板として扱います。

③建築物から突出する広告物等（袖看板等）



④第一種・第二種住居地域内に表示する広告物等

第一種住居地域・第二種住居地域内に表示する広告物等の表示面積は、各広告物あたり 10 m^2 以下としてください（自家用広告物及び工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画を除く）。

⑤第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の境界線から 50m 以内に設置する広告物等

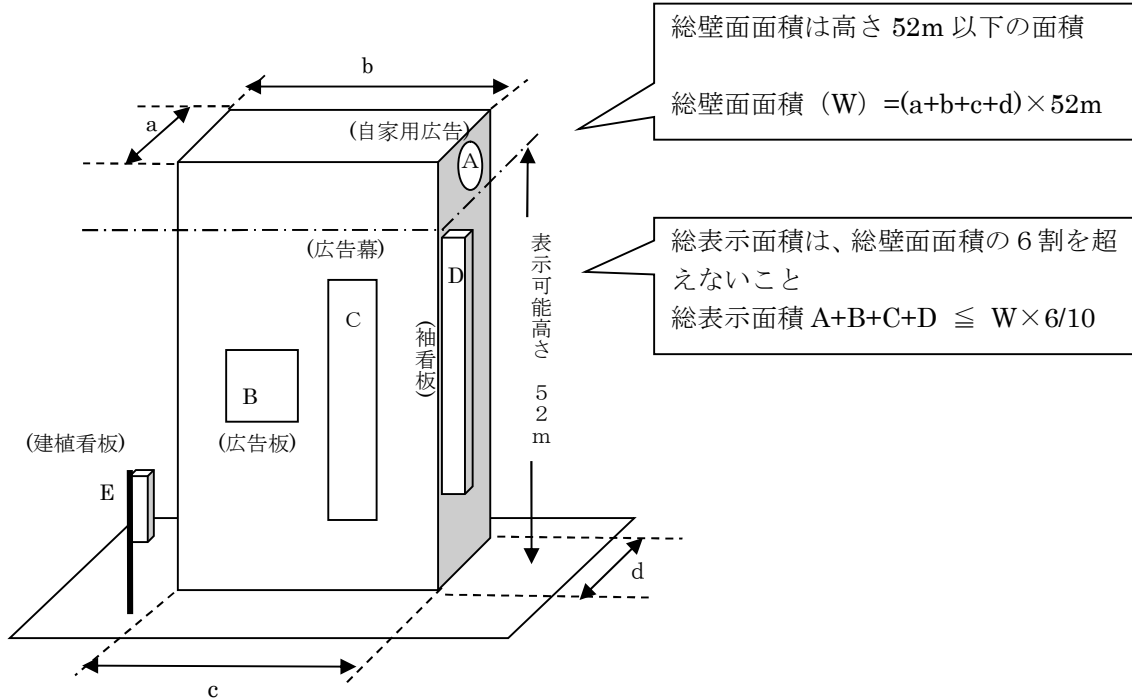
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域から展望できるものについて、光源の点滅は禁止されています。

(3) 広告物等の総表示面積の規制（総量規制）

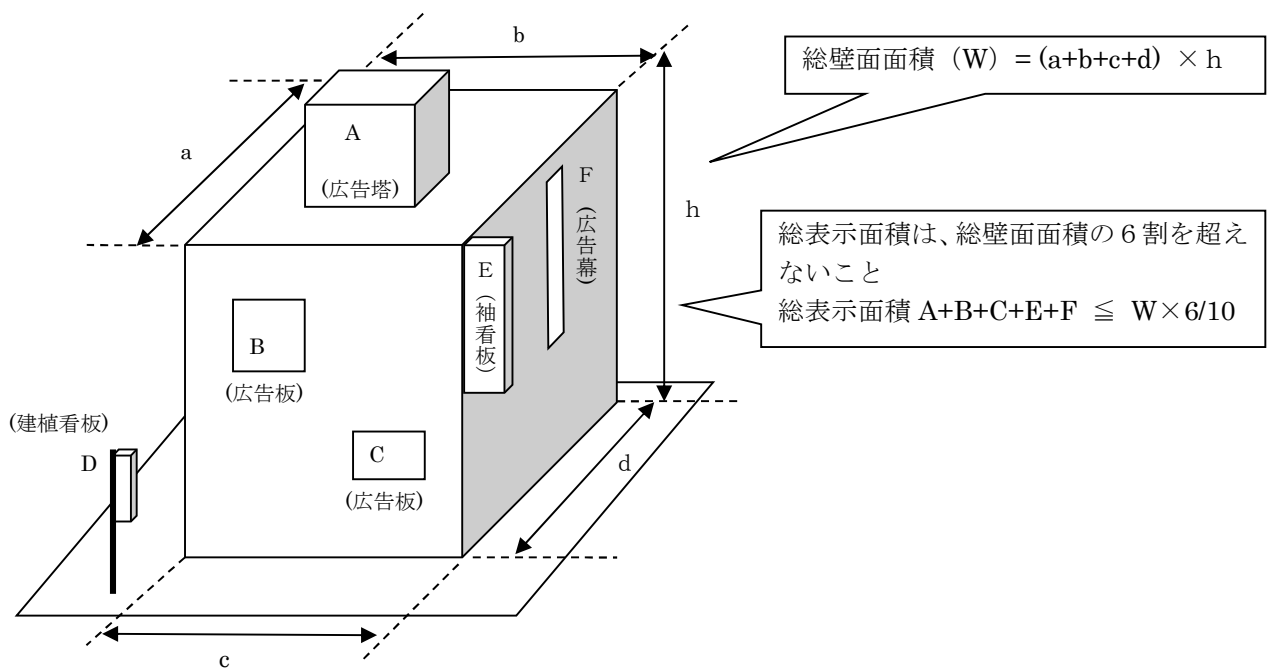
近隣商業地域、商業地域内における高さ 10m を超える建築物に表示する広告物等の表示面積は、総壁面面積（高さ 52m 以下の面積）の 6 割以内としてください。

ただし、表示期間が 7 日以内のものは除きます。

[建築物の高さが 52m を超える場合]



[建築物の高さが 52m 以下の場合]

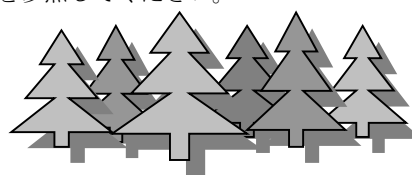


(4) 文化財庭園等景観形成特別地区

- ① 表示等を制限する範囲（規制範囲）
 景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から 20m 以上の部分。新宿区では、新宿御苑の周辺地区（4 ページ参照）
- ② 規制範囲内で表示できる屋外広告物
 次の広告物に限り表示できます。ただし、表示等に当たっては、下表に定める基準によります。
- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
 - ・公共公益目的の広告物
 - ・非営利目的の広告物

区分	表示等の制限に関する事項															
屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。															
建物壁面の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、広告物に光源を使用しない。															
広告物の色彩 ※	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、1 つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">【色相】</div> <div style="text-align: center;">【彩度】</div> </div> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">0.1R～10R</td> <td style="padding: 2px 10px;">→</td> <td style="padding: 2px 10px;">5 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">0.1YR～5Y</td> <td style="padding: 2px 10px;">→</td> <td style="padding: 2px 10px;">6 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">5.1Y～10G</td> <td style="padding: 2px 10px;">→</td> <td style="padding: 2px 10px;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">0.1BG～10B</td> <td style="padding: 2px 10px;">→</td> <td style="padding: 2px 10px;">3 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">0.1PB～10RP</td> <td style="padding: 2px 10px;">→</td> <td style="padding: 2px 10px;">4 以下</td> </tr> </table>	0.1R～10R	→	5 以下	0.1YR～5Y	→	6 以下	5.1Y～10G	→	4 以下	0.1BG～10B	→	3 以下	0.1PB～10RP	→	4 以下
0.1R～10R	→	5 以下														
0.1YR～5Y	→	6 以下														
5.1Y～10G	→	4 以下														
0.1BG～10B	→	3 以下														
0.1PB～10RP	→	4 以下														
表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。															

※色彩については、東京都景観色彩ガイドラインを参照してください。



(5) 大規模建築物等（特定街区や総合設計など）

市街地再開発事業及び高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、再開発等促進区、総合設計などの都市開発手法を活用して建築された建築物に表示・掲出する広告物については、「東京都景観計画」の大規模建築物等景観形成指針に定める屋外広告物等の基準に適合する必要があります。

また、「都市開発諸制度」を活用して建築された建築物及びその敷地（公開空地、有効空地等）内に表示・設置する広告物等については、都市開発諸制度の基準等に適合する必要があります。

詳細は、新宿区都市計画部景観・まちづくり課 03-5273-3831 にお問い合わせください。

(6) プロジェクションマッピング

プロジェクションマッピング（建築物その他の工作物等に光で投影する方法により表示される広告物）の基準等は次のとおりです。

(a) プロジェクションマッピングの許可の基準の概要

個別的基準の主なものは以下のとおりです。

- ① 景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと。
- ② 道路を挟んで表示する場合等においては、信号機若しくは道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者を幻惑するおそれがないこと。
- ③ 土地に直接設置する広告塔等を利用して表示するプロジェクションマッピングの規格については、6 ページ(2)①広告塔・広告板の「**ア 土地に直接設置するもの**」を参照してください。
- ④ 建築物の屋上を利用する広告塔等を利用して表示するプロジェクションマッピングの規格については、6 ページ(2)①広告塔・広告板の「**イ 建物の屋上を利用するもの**」を参照してください。
- ⑤ 建築物の壁面を利用して表示するプロジェクションマッピングの規格については、8 ページ(2)②の「**壁面を利用する広告物等**」を参照してください。

(b) 適用除外のプロジェクションマッピング

公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもので、規則で定める基準に適合するものは、禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示することができます（「適当除外広告物」については3 ページを参照）。

① 適用除外の基準

- ア 表示期間が3ヶ月以内
- イ 企業広告等（営利を目的として表示されるもの）の占める割合がおおよそ3分の1以下（面積×時間）
- ウ 企業広告等による収益の用途が公益に関する目的を有するもの
- エ 屋外広告物表示・設置届を提出したもの

② 適用除外のプロジェクションマッピングの規格

- ア 上記(b)①の基準を満たすプロジェクションマッピングについても、上記(a)の規格が適用されます。

イ 上記(b)①の基準を満たすプロジェクションマッピングで、表示期間が14日以内のものは、上記(a)の③から⑤までの規格にかかわらず表示することができます。

この場合、禁止区域においては、公園等又は学校、官公署等、観光施設、歴史的文化施設等の敷地その他知事が定める地域若しくは場所で表示するものであって、周辺環境及び道路交通等の安全に支障を及ぼすおそれがないものに限ります。

ただし、高さ制限（33メートル又は52メートル）を超えるものは、次の要件いずれかに該当する必要があります。

(ア) 表示期間が7日以内

(イ) 一日当たりの表示時間が3時間以内

(ウ) 高さ制限を超えて表示できる部分の表示面積の合計が、当該高さ制限を超える部分の壁面の面積の10分の3以下

(c) プロジェクションマッピング活用地区

地域の特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図るため、まちづくり団体等の申請に基づき、プロジェクションマッピング活用地区（以下「活用地区」という。）を指定することができる制度です。

活用地区においては、地域の合意に基づき、当該活用地区におけるプロジェクションマッピングの面積、高さ等の基準（以下「表示基準」という。）や当該表示基準が適用される建築物等について定めることができます。

(参考)

このほか、プロジェクションマッピングに関する基準等の詳細については、東京都都市整備局ホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。